

平成十四年環境省令第二十九号

土壤汚染対策法施行規則

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)及び土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)の規定に基づき、並びに同法第二十九条第四項の規定を実施するため、土壤汚染対策法施行規則を次のように定める。

第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならぬ。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第十条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。

一 当該土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設(法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)を設置していた者である場合(同項ただし書の確認を受けた場合を除く。)当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日

二 当該土地の所有者等が法第三条第三項の通知を受けた者である場合(法第三条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。)当該通知を受けた日

三 法第三条第一項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類その他の土壤汚染状況調査(同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。)の対象となる土地(以下「土壤汚染状況調査の対象地」という。)において土壤の汚染状態が第三十二条第一項の基準(以下「土壤溶出量基準」という。)又は同条第二項の基準(以下「土壤含有量基準」という。)に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四 土壤その他の試料の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行つた計量法(平成四年法律第五十一号)第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

五 土壤汚染状況調査を行つた指定調査機関の氏名又は名称

六 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者(法第三十三条の技術管理者をいう。以下同じ。)の氏名及び技術管理者証(土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成十四年環境省令第二十三号)第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。以下同じ。)の交付番号

3 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

(土壤汚染状況調査の方法)

第二条 法第三条第一項の環境省令で定める方法は、次条から第十五条までに定めるとおりとする。

(土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握)

第三条 土壤汚染状況調査を行う者(以下「調査実施者」という。)は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類(特定有害物質の種類が別表第一の上欄に掲げるものである場合には、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。)について、土壤その他の試料の採取及び測定(以下「試料採取等」という。)の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合(当該通知に係る特定有害物質の種類

二 法第四条第三項又は法第五条第一項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合(当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三 申請に係る調査(法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。)を行う場合(同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類(以下「試料採取等対象物質」という。)ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。)を行うものとする。

一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号ロに規定する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等に使用した土壤があると認められる場合を含む。）第十条の二に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂由来するおそれがあると認められる場合（第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

（第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質とともに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他的情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「基準不適合土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

二 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において試料採取等対象物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地

三 前二号に掲げる土地以外の土地

（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定）

第四条 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させて得られる線により減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された土壤汚染状況調査の対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を土壤汚染状況調査の対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 前条第三号に掲げる土地を含む単位区画

二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画

（1） 第一項の規定により土壤汚染状況調査の対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

（2） 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画

ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画

（1） 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画

（2） 前項の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更（法第三条第七項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に係る部分のうち最も深い位置の深さ（以下「最大形質変更深さ」という。）より一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画（第六条第一項第一号に基づき土壤ガス調査を行う場合であり、かつ、三十メートル格子内の一部対象区画のうち少なくとも一の一部対象区画において地表から最大形質変更深さより一メートル以内の深さに汚染のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該三十メートル格子の中心を含む単位区画を除く。）について試料採取等の対象としないことができる。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合等の区画の特例)

第五条 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査に係る土地の区域内に当該土壤汚染状況調査の対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査があるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該過去に行つた土壤汚染状況調査がある場合は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該過去に行つた土壤汚染状況調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の実施)

第六条 調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

一 第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤ガス調査」という。）

二 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）

三 第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取等区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、環境大臣が定める方法により採取すること。

3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤（地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。）又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取すること。

ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合又は同条第二項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行なうことができる。

二 前号本文の規定により表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取した場合にあっては、当該土壤を、同じ重量混合すること。

三 第四条第三項第二号ロの規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壤（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

4 土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壤を採取し、及び混合すること。

二 前号の規定により採取され、又は混合された土壤に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壤その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号及び前項第一号の規定にかかるらず、当該試料採取地点に係る単位区画における調査対象地に係る任意の地点において行う土壤その他の試料の採取をもつて、これらの規定に規定する土壤（その他の試料の採取に代えることができる。

（第三条第六項第三号に掲げる場合の三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等）

第七条 調査実施者は、第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において气体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」という。）に適合しなかつたときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかつたときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 前条第五項の規定は、前二項の規定による土壤ガス調査、土壤溶出量調査及び土壤含有量調査に係る土壤その他の試料の採取について準用する。

（第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定）

第八条 調査実施者は、土壤ガス調査において气体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかつた試料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この条、次条及び第十四条において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壤が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この条、次条及び第十四条において「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行うものとする。

- 一 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質
- 二 前号に掲げる試料採取等対象物質が使用等特定有害物質（第三条第一項の規定により、調査対象地において特定有害物質の製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類
- 三 第一号に掲げる試料採取等対象物質が別表第一の下欄に掲げる特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の上欄に掲げる特定有害物質の種類のいざれかに該当する場合には、同表の当該当する特定有害物質の種類の項の上欄及び下欄に掲げる特定有害物質の種類（第一号に掲げるものを除く。）
- 2
- 一 当該地点において、次の土壤（イ及びロにあっては、地表から深さ十メートルまである土壤に限る。）の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が前項に規定する検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができる。
- イ 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壤
- ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十五センチメートルの土壤）
- ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層のある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）
- 二 带水層の底面の土壤（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）
- 二 前号の規定により採取されたそれぞの土壤に水を加えた検液に溶出する当該特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- （第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の結果の評価）
- 第九条 土壤ガス調査において气体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかつた場合は、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 一 少なくとも一の代表地点において別表第三の上欄に掲げる特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 二 溶出量基準
- 2 前項の規定にかかるらず、検出範囲内の地点において、前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しなかつたとき（次号に掲げるときを除く。）土壤溶出量基準
- 一 少なくとも一の代表地点において別表第三の上欄に掲げる特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しなかつたとき（次号に掲げるときを除く。）土壤溶出量基準
- 二 少なくとも一の代表地点において別表第三の上欄に掲げる特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しなかつたとき（次号に掲げるときを除く。）土壤溶出量基準
- 三 土壤溶出量基準に適合したとき 土壤溶出量基準
- 2 前項の規定において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該各号に定める単位区画とみなす。
- 一 土壤溶出量基準に適合しなかつたとき（次号に掲げるときを除く。）土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- 二 第二溶出量基準に適合しなかつたとき（次号に掲げるときを除く。）土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- 三 土壤溶出量基準に適合したとき 土壤溶出量基準
- 3 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係るもの）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行つた単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 一 土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しなかつたときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。
- 二 第二溶出量基準に適合しなかつたとき（次号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準
- 三 土壤含有量基準に適合しなかつたとき 土壤含有量基準
- （第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例）
- 第十一条 調査実施者は、法第五条第一項の命令（令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定により土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。
- 一 令第三条第一号イに該当する場合
- イ 調査対象地において基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。この号ロ及び次号イにおいて同じ。）が存在することが明らかである部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壤の採取を行うこと。
- (1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤

- (イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壤）
- (ロ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壤）
- (ハ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帶水層の底面までの「一メートル」との土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤を除く。）
- (二) 地下水基準に適合しない地下水を含む帶水層の底面の土壤
- (2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤
- (イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤）
- (ロ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帶水層の底面までの「一メートル」との土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤を除く。）
- (ハ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帶水層の底面の土壤
- 二 令第三条第一号ロに該当する場合
- イ 調査対象地において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- ロ この号イ（2）（イ）括弧書の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- 二 この号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- 三 令第三条第一号ニ又は第二号ロの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 一 単位区画の全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域
- 二 単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域
- 三 前項第一号ニ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- （第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壤汚染状況調査）
- 第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。**
- 一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壤汚染状況調査の対象地を区画すること。
- 二 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第一号に係る対象地（以下この条及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあっては、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいはずれか一区画）について、試料採取等の対象とする。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地に係る単位区画のうちいはずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。
- 三 前号の規定にかかると認められる地層の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができる。
- 四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壤の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わぬことができる。
- イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壤

- 命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が前号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わぬことができる。
- イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壤
- (1) 表層の土壤 (試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合においては、表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤)
- (2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤 (地表から深さ十メートル以内に帶水層の底面がある場合に限る。)
- (3) 帯水層の底面の土壤 (地表から深さ十メートル以内に帶水層の底面がある場合に限る。)
- ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合 この号イ(1)から(3)までに掲げる土壤が当該埋立層等内に土壤 (この号イ(1)から(3)までに掲げる土壤が当該埋立層等内にない場合にあっては、当該埋立層等内の任意の位置の土壤)
- 四 前号イ(1) (試料採取等対象物質が第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合に限る。) の規定により土壤を採取した場合にあっては、採取された表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。
- 五 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。
- 2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 3 第一項第三号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかるず、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点において行う同号の土壤の採取をもって、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。
- 第十一条** 調査実施者は、第三条から第八条まで及び前二条の規定にかかるらず、これらの規定による土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略
- 1 調査実施者は、第三条から第八条まで及び前二条の規定にかかるらず、これらの規定による土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わないことができる。
- 2 前項の規定により土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかつたときは、土壤汚染状況調査の対象地の区域を、当該試料採取等対象物質 (調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であつて、第三条第一項の規定による土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかつたときは、全ての特定有害物質) について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- (第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)
- 第十二条** 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかるず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第三条の二第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心 (第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。
- 2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する検出範囲」とあるのは、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定により試料採取等を行つた場合であつて、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 一 土壤溶出量基準に適合しなかつたとき (次号に掲げる場合を除く) 土壤溶出量基準
- 二 第二溶出量基準に適合しなかつたとき (次号に掲げる場合を除く) 土壤溶出量基準
- 第十三条** 調査実施者は、第三条第六項第三号に掲げる場合において、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかるらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。
- 2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかつたときは、調査対象地の区域 全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く) を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 第十三条の二** 調査実施者は、第三条第六項第二号に掲げる場合において、第十条の三第一項の規定にかかるらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。
- 2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかつたときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準 (調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地 (廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三十五条第一項第三号を除き、以下同じ。) が埋め立てられている場所を除く。) であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものにあつては、土壤溶出量基準) 及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- (試料採取等の省略)
- 第十四条** 調査実施者は、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。
- 一 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。

二 土壌溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

三

2 前項第一号の規定により試料採取等を行わなかつたときには、試料採取等を行わなかつた代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。この項において同じ。）又は前項第二号若しくは第三号の規定により試料採取等を行わなかつたときには、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が前項第二号又は第三号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該測定に係る土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一

土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであつた単位区画

二

土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係るもの）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた単位区画

三

第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル格子内に一部対象区画

四

第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル格子内に一部対象区画

五

第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル格子内に一部対象区画

六

第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一 第十条の二第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいづれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二

第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

二 前項の規定により試料採取等を行わなかつたときは、調査対象地（第十条の二第一項第二号たゞし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子内の調査対象地）又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行つた場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該各号に掲げる測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

三

第十条の二第一項第六号若しくは同条第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいづれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が全て土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が全て土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

（法施行前に行われた調査の結果の利用）

第十五条

土壤汚染状況調査の対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで又は第十条から第十条の三までの規定による試料採取等と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保つて試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壤の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第十六条

法第三条第一項たゞし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。

一

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地

三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

四 確認を受けようとする土地の場所

五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

二 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であつた土地及び同項たゞし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当する確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項たゞし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者の）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。
三 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であつた土地（鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）（第二十条の四第二号及び第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。）であること。
4 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継するものに限る。）があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

第十七条 法第三条第三項の通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となつた者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となつた者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となつた者）に対しても行うものとする。

（有害物質使用特定施設の使用の廃止等に関する事項）

第十八条 法第三条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

第十九条 法第三条第五項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第三条第一項の報告を行うべき期限

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第二十条 法第三条第五項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。

一 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

二 法第三条第一項の報告を行うべき期限

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第二十一条 法第三条第六項の規定による同条第一項ただし書の確認による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第一項第三号の土地の場所について行うものとする。

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知）

第二十二条 法第三条第六項の規定により同条第一項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。
(法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行いう場所)

第二十三条 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知）

第二十四条 都道府県知事は、法第三条第六項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。
(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出)

第二十五条 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

第二十六条 前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。

（法第三条第七項の届出を要しない行為）

第二十七条 法第三条第七項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

三 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

四 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十八条 法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更

二 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であつて、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壤汚染状況調査の命令）

第二十九条 法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

二 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壤汚染状況調査の命令）

第三十条 法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壤汚染状況調査の命令）

- 一 法第三条第八項の規定による土壤汚染状況調査の対象となる土地の場所
 二 法第三条第八項の命令に係る報告を行うべき期限
 (法第三条第八項の命令に係る報告)

第二十一条の六

法第三条第八項の命令を受けた年月日

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 法第三条第八項の命令を受けた年月日
 三 土壤汚染状況調査を行った場所
 四 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

- 六 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
 2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。
 (法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)
第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出)

第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)にあつては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類
 (法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第二十五条 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

第一次のいづれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの

三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの

四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

- (土壤汚染状況調査の結果に係る土地の所有者等の同意)
 第二十五条の二 法第四条第一項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。
 (法第四条第二項の調査の結果の提出)

第二十五条の三

法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土壤汚染状況調査を行った場所

三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

六 土壤汚染状況調査を行つた指定調査機関の氏名又は名称

七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

八 土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

五 前二号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(法第四条第一項の届出に係る土地における土壤汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第四条第三項の命令に係る報告)

第二十八条の二 法第四条第三項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第四条第三項の命令を受けた年月日

(法第四条第三項の命令に係る報告)

三 土壤汚染状況調査を行つた場所

四 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六 土壤その他の試料の採取を行つた地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

七 土壤汚染状況調査を行つた指定調査機関の氏名又は名称

八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(土壤汚染状況調査の対象となる土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準)

第二十九条 令第三条第一号イの環境省令で定める基準は、土壤溶出量基準とする。

(地下水の水質の汚濁に係る限度)

第二十九条 令第三条第一号イの環境省令で定める限度は、地下水基準とする。

(地下水の利用状況等に係る要件)

第三十条 令第三条第一号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染(地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ)が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。

一 地下水を人の飲用に供するため用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 地下水を水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

（法第五条第一項の命令に係る報告）

第三十条の一 法第五条第一項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第八による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第五条第一項の命令を受けた年月日

三 土壤汚染状況調査を行った場所

四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

六 土壤汚染状況調査を行つた指定調査機関の氏名又は名称

七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

八 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

（区域の指定に係る基準）

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

（要措置区域の指定の公示）

第三十二条 法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の要措置区域（同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第一項第一号に規定する指示措置をいう。以下同じ。）（法第六条第五項において準用する場合にあっては、当該要措置区域において講じられた実施措置（法第七条第一項第一号に規定する実施措置をいう。以下同じ。）を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三 平面図

（汚染除去等計画の作成及び提出の指示）

第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、書面により行うものとする。

（汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項）

第三十四条 法第七条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 汚染除去等の措置（法第七条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき要措置区域の場所

2 法第七条第一項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

3 第一項第一号の要措置区域の場合は、当該要措置区域若しくはその周辺の土地の土壤又は当該要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。

4 第一項第二号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

第三十五条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従つてする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従つてする同法第一条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分

- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第十条第二項第四号に規定する基準に従つてする同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出
- 2 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壤の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。
- 3 前二条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第二項中「当該要措置区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壤汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。

（指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）

- 第三十六条** 指示措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

- 2 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となつた者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第七条第一項の規定により当該要措置区域内において講すべき汚染の除去等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない場合にあっては別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない場合にあっては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。
- 3 法第七条第一項第一号の環境省令で定める指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

（汚染除去等計画の記載事項）

第三十六条の二 法第七条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地

三 実施措置を選択した理由

四 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行つた地点並びに日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- 五 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- 六 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帶水層に接する場合にあっては、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置

- 七 前号に定めるもののほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するためには講ずる措置

- 八 実施措置の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

九 事故、灾害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壤を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係

- 十一 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を把握するための土壤溶出量調査及び土壤含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壤の使用方法

- 十二 要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び当該汚染土壤の使用方法

- 十三 別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項

（汚染除去等計画の提出）

第三十六条の三 法第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、様式第九による汚染除去等計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- 二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

（軽微な変更）

第三十六条の四 法第七条第三項の環境省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 実施措置の着手予定期の変更
- 二 実施措置の完了予定期に係る変更であつて、法第七条第一項本文の規定により都道府県知事が示した措置を講ずべき期限までのもの

4

実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合において、次に掲げる事項を記載した様式第十一による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 要措置区域の所在地

三 実施措置の種類

四 実施措置の着手時期及び実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期

五 別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める実施措置完了の報告事項

前二項の報告書には、実施措置が講じられた要措置区域の場所及び実施措置の施工方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条

法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上（地表から一定の深さまでに帶水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）において同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

二 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。

イ ロ 堀削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

ロ 堀削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施工方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

四 一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に該当する要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施工方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ハ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ニ 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

ホ 土壤汚染の除去が講じられている要措置区域（別表第八の五の項の土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壤の堀削による除去のイからニまでの実

施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了しているものに限る。）

ト 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの（別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの（別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているものに限る。）

（土地の形質の変更の例外）

第四十三条の二 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、

又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壤が当該他の要措置区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第四十四条 第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 要措置区域の所在地

三 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由

- 五 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さ
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 前項第三号の井戸の構造図
- 二 前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面
- 三 前項第五号の帶水層の深さを定めた理由を説明する書類
- 4 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帶水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号ロの確認をするものとする。
- 5 都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帶水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に係る地下水位及び帶水層の深さを定期的に報告することその他の条件を付することができます。
- 都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帶水層が存在しないと認められなくなったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。
- (土地の形質の変更に係る確認の申請)
- 第四十五条** 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十三による申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類
- 四 土地の形質の変更の場所
- 五 土地の形質の変更の施行方法
- 六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- 七 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 八 土地の形質の変更の施行中に地下事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 九 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
- 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 三 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第三号の確認をするものとする。
- 一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。
- 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していること。
- 三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条第一項の期限に照らして適當であると認められること。
- (土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)
- 第四十六条** 第四十三条第四号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類
- 四 土地の形質の変更の施行方法
- 五 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- 六 土地の形質の変更の着手予定期日及び完了予定期日
- 七 土地の形質の変更の着手予定期日において講じられている実施措置
- 八 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 九 土地の形質の変更の着手予定期日及び完了予定期日において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第三号、第四十八条第二項第五号、第四十九条第一項第六号、第五十一条第一項第十号、第五十二条の二第二項第三号及び第五十二条の四第一項第七号において同じ。）をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 一 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 二 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
- 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面（形質変更時要届出区域の指定の公示）
- 第四十七条** 法第十二条第一項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十二条第一項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第十号から第十三号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。
- （形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）
- 第四十八条** 法第十二条第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
 - 二 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
 - 三 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - 四 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
 - 五 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - 六 自然由来等形質変更時要届出区域（法第十二条第一項に規定する自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）から搬出された自然由来等土壤（同項に規定する自然由来等土壤をいう。以下同じ。）を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面
 - イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
 - ロ 当該自然由来等形質変更時要届出区域の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - ハ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用することについての当該土地の所有者等の同意書
- 3 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあつては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。
- 第四十九条** 法第十二条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地
 - 三 土地の形質の変更の完了予定期日
 - 四 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - 五 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 六 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 7 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
- 2 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあつては、土壤その他の試料の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。
- （施行管理方針の確認の申請）
- 第四十九条の二** 法第十二条第一項第一号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第十六による申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法第十二条第一項第一号の土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（以下「施行管理方針」という。）の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地
 - 三 次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法
 - 四 土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法

五 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法
六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
七 前各号に掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項

前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。
一 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図
二 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
三 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当することを証する書類
四 施行管理方針の確認に係る土地を次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面
五 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類
六 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することを証する書類
(施行管理方針に係る基準)

第四十九条の三 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

一 施行管理方針の確認に係る土地を次号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。

二 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

三 施行管理方針の確認に係る土地

施行管理方針の確認に係る土地	土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地	土地の土壤の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地	土地の形質の変更の施行方法
一 土地の形質の変更の施行方法	一 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地	人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地	第五十三条第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法
二 土地の形質の変更の施行方法	二 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地）	人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地	第五十三条第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法
三 土地の形質の変更の施行方法	三 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が大正十一年四月十日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（二の項を除く。）の土壤に由来する土地	人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地	第五十三条第一号ロの環境大臣が定める基準に適合する施行方法及び第五十三条第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法
四 土地の形質の変更の施行方法	四 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が大正十一年四月九日以前に埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地の土壤に由来する土地	人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地	第五十三条第一号ロの環境大臣が定める基準に適合する施行方法及び第五十三条第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法

ホニハロイ	法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の管理に関する方針の基準は、次のとおりとする。 一 土地の形質の変更（第五十条に定める土地の形質の変更を除く。以下この号において同じ。）を行う者は、次に掲げる事項を記録し、土地の所有者等は、当該記録をその作成の日から五年間保存すること。 二 土地の形質の変更の種類 三 土地の形質の変更の場所 四 土地の形質の変更の着手日及び完了日（土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定期日）
-------	---

へ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあつては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態

(汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件)

第四十九条の四 法第十二条第一項第一号イの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)であること。

ロ ハニ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。

ハニ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがない土地であつて、第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壤汚染状況調査若しくは第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

二 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 水面埋立てに用いられた土砂が次のいずれかに該当すること。

(1) 大正十一年四月十日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であつて、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(2) 大正十一年四月九日以前に水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始されたことが明らかな土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であつて、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(3) 又は(2)の土地と隣接する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であつて、(1)又は(2)の事業と同一の事業により造成が開始された土地における当該(1)又は(2)の造成時の水面埋立てに用いられた土砂と同一の土砂であること。

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地、第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壤汚染状況調査若しくは第三条から第十五条までに定める方法により調査した結果、人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

(法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件)

第四十九条の五 法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第八条第一項第一号の工業専用地域(港湾法第三十九条第一項の規定により指定された分区であつて、同法第四十条第一項(同法第五十条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の条例により建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第一(わ)項に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域以外の区域を除く。)又は港湾法第三十九条第一項第三号の工業港区(都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である区域を除く。)であつて港湾法第四十条第一項の条例により建築基準法別表第二(わ)項に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域(以下「工業専用地域等」という。)であること。

二 施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五十条

法第十二条第一項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帶水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。

ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上(ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。

ニ 其の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自然由来等形質変更時要届出区域の自然由来等土壤を、自ら使用し、若しくは他人に使用させたために、当該自然由来等形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間ににおいて、他の形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。

ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、他の自然由来等形質変更時要届出区域の自然由来等土壤を、自ら使用し、若しくは他人に使用させたために、当該自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間ににおいて、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

二 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。

イ 基準不適合土壤又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

口 挖削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられるもの

三 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

4 3 2 第四十四条の規定は、前項第一号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第一号の確認に係る要措置区域が法第十二条第一項の規定により形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第一項第一号の確認に係る形質変更時要届出区域とみなす。

5 第一項第一号の確認に係る形質変更時要届出区域が法第六条第一項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第四十三条第一号の確認に係る要措置区域とみなす。

域（既に土地の形質の変更に着手している者の届出）

第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の所在地

三 土地の形質の変更の種類

四 土地の形質の変更の場所

五 土地の形質の変更の施工方法

六 土地の形質の変更の着手日

七 土地の形質の変更の完了日又は完了予定期日

八 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

十一 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

2 第四十八条第一項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「をしようとする」とあるのは、「をしている」と読み替えるものとする。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）

第五十二条 第四十八条第一項及び第三項並びに前条第一項（第八号及び第九号を除く。）の規定は、法第十二条第三項の届出について準用する。この場合において、第四十八条中「をしようとする」とあり、及び前条第一項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第七号中「完了日又は完了予定期日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

第五十二条の二 法第十二条第四項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 法第十二条第四項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしたときにおいては、第三条から第十五条までに定める方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用した場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた

ロ 土砂に由来するものであることを明らかにした書類

ハ 土地の形質の変更をした者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用したことについての当該土地の所有者等の

3 同意書
第一項の届出書には、施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行つた場合にあつては、当該区域の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。
（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

第五十二条の三 法第十二条第四項の環境省令で定める期間は、一年とする。
（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）
第五十二条の四 法第十二条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

- 二 土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の所在地**
- 三 土地の形質の変更の施行方法**
- 四 土地の形質の変更の着手日**
- 五 土地の形質の変更の完了日**
- 六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、次条の届出の日及び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置**
- 七 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしたときには、第三条から第十五条までに定める方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第七百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項**
- 八 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地**
- 2 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行つた場所並びに第四十条第二項第三号に定める方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第七百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項**
- (施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出)**
- 第五十二条の五 土地の所有者等は、施行管理方針の確認を受けた土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤・特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合は、次に掲げる事項を記載した様式第十八の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。**
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地
- 三 人為等に由来することが確認された土地の場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された土地の場所
- 四 人為等に由来することが確認された土地の土壤の特定有害物質の種類又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された特定有害物質の種類
- 五 人為等に由来することが確認された年月日又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された年月日
- 六 飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するための措置
- (施行管理方針の変更の届出)**
- 第五十二条の六 土地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針のうち第四十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第十六の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。**
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針のうち第四十九条の二第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、様式第十六条の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。
- (施行管理方針の廃止の届出)**
- 第五十二条の七 土地の所有者等は、施行管理方針を廃止しようとするときは、次の掲げる事項を記載した様式第十九の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。**
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地
- 三 施行管理方針を廃止する場所
- 四 施行管理方針の確認を受けた年月日
- 五 施行管理方針の廃止予定年月日
- 六 施行管理方針を廃止する理由
- 七 施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態
- 八 施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれがある場合にあっては、当該特定有害物質の種類
- 2 前項の届出書には、法第十二条第四項の期間の開始の日から廃止の日までの間に行つた土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けた場合は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。
(施行管理方針の確認の取消し)
- 第五十二条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十二条第一項第一号の確認を取り消すことができる。**

一 施行管理方針が第四十九条の三の基準に適合しなくなつたとき。

二 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当しなくなつたとき。

三 土地の形質の変更をした者が法第十二条第四項の届出を行わなかつたとき。
2 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消した場合は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第五十三条

法第十二条第五項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時要届出区域内の帶水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。）の条において同じ。の施行方法が第四十条第一項第一号に該当する基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第五項第十号又は第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合
ロ 第五十八条第五項第十二号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようによること。

四 土地の形質の変更を行つた後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようによること。

(土地の形質の変更の例外)

第五十三条の二 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を他の自然由来等形質変更時要届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

2 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壤が当該他の形質変更時要届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第二十による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条 法第十四条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 申請に係る土地の所在地
三 申請に係る調査における試料採取等対象物質
四 申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称
五 申請に係る調査を行つた者の氏名又は名称

第五十六条 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請に係る土地の周辺の地図
二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面
三 申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
四 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
五 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第二十一による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(台帳)
第五十八条 法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2 法第六条第一項の規定により要措置区域が指定された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域又は形質変更時要届出区域に係る前項の帳簿及び図面を調製するものとする。

3 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）の全部又は一部の指定が解除された場合は、都道府県知事は、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を台帳から消除し、法第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域（以下「指定解除要措置区域」という。）又は法第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域（以下「指定解除形質変更時要届出区域」という。）に係る第一項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域、形質変更時要届出区域、指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管しなければならない。

5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあつては様式第二十三のとおりとする。

一 要措置区域等の所在地
二 要措置区域等に指定された年月日

三 要措置区域等の概況
四 法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、その旨
五 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
六 要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十四条第三項の規定により土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壤汚染状況調査（法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。第七項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十二条第一項又は第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、当該省略をした旨及びその理由
七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）
八 氏名又は名称

八 要措置区域（土壤溶出量基準に係るものに限る。）にあっては、地下水汚染の有無

九 形質変更時要届出区域であつて法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置

十 自然由来特例区域（形質変更時要届出区域（自然由来盛土等に使用した土壤がある区域を含む。）であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう。）にあっては、その旨（自然由来盛土等に使用した土壤がある場合にあっては、その旨を含む。）

十一 埋立地特例区域（形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであつて、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあっては、その旨

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他第三条から第十五条までに定める方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるもの
イ 工業専用地域内にある土地

ロ イに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第三十条の要件に該当しないと認められるもの

十三 臨海部特例区域（形質変更時要届出区域であつて、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針の確認に係る土地の区域をいう。第七項第五号において同じ。）にあっては、その旨

十四 土地の形質の変更の実施状況

一 指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域（以下「指定解除要措置区域等」という。）に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

二 指定解除要措置区域等の指定が解除された年月日

三 要措置区域等の指定が解除された理由となつた汚染の除去等の措置

四 要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあっては、その旨
7 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行つた地点及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合は当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置を明らかにした図面

三 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

五 臨海部特例区域にあっては、次に掲げる図面

六 施行管理方針の確認に係る土地を第四十九条の三第一項第一号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

七 施行管理方針の確認に係る土地を第四十九条の三第一項第一号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあつては、土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面

二 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行つた場合であり、第五十二条の二第三項の規定により図面を添付したときは、当該区域の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

六 土地の形質の変更を行つた場合にあつては、実施措置又は土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

七 土壤汚染状況調査において最大形質変深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときには、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

八 法第十六条第一項の調査（第六十条第一項第三号において「認定調査」という。）を行つた場合にあつては、土壤の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

九 要措置区域等の周辺の地図

8 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面

二 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面

三 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施工方法を明らかにした図面

四 台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果

二 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果

三 土壤汚染状況調査において最大形質変深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときには、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果

四 要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の分析の結果その他の調査の結果に関する事項

五 法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針

六 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があつたときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（搬出しようとする土壤の調査）

第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 要措置区域等内の土地の土壤を掘削する前に当該掘削しようとする土壤を調査する方法（次項、次条並びに第六十条第一項第四号及び第三項第一号において「掘削前調査の方法」という。）

二 要措置区域等内の土地の土壤を掘削した後に当該掘削した土壤を調査する方法（次項、第五十九条の三並びに第六十条第一項第五号及び第三項第二号において「掘削後調査の方法」という。）

（掘削前調査の方法）

第五十九条の二 指定調査機関は、掘削対象地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 指定調査機関は、前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。

（掘削前調査の方法）

第五十九条の二 指定調査機関は、掘削対象地について、その利用の状況、特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 指定調査機関は、前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。

一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合（当該特定有害物質の種類（次号に掲げる場合を除く。）当該特定有害物質の種類

二 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれが生じたと認められる場合（イ又はロに定める特定有害物質の種類

三 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壤により、当該要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準若しくは土壤含有量基準に適合しないおそれが生じたと認められる場合（イ又はロに定める特定有害物質の種類

四 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壤が搬入されたかどうか明らかでないと認められる場合（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める特定有害物質の種類

五 掘削対象地を含む要措置区域等の指定の日から一年ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第二十四による届出書に、当該要措置区域等外から土壤が搬入された場合にあつては当該土壤の場所を明らかにした図面を添付して、都道府県知事に届け出た場合（当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないと認められる当該特定有害物質の種類

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) (3) (4) (5) 挖削対象地を含む要措置区域等の所在地
- 掘削対象地を含む要措置区域等外からの土壤の搬入の有無
- (6) 挖削対象地を含む要措置区域等外から搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態が明らかにした調査の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 口イ以外の場合 全ての特定有害物質（当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類、前二号及びこの号イに定める特定有害物質の種類並びに前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壤の第三種特定有害物質（令第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）の種類
- 3 指定調査機関は、掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壤汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により土壤汚染状況調査の対象地を区画した場合においては、同条）及び第二項に基づき土壤汚染状況調査の対象地を区画した単位区画（申請に係る調査においては、第四条第一項及び第二項に準じて土壤汚染状況調査の対象地を区画した単位区画）に区画する方法により区画するものとする。
- 4 指定調査機関は、前項の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める掘削対象単位区画について、試料採取等の対象とする。
- 一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類並びに第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 挖削対象単位区画
- 二 第二項第三号ロに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 次のイ又はロに定める掘削対象単位区画（前項に掲げる掘削対象単位区画）に区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。)
- イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前項の規定により掘削対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画
- ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める掘削対象単位区画
- (1) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画
- (2) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある全ての掘削前調査一部対象単位区画
- 5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、次に掲げる土壤の採取を行うものとする。
- 一 表層の土壤
- 一 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤
- 二 地表から深さ五十センチメートルの土壤
- 三 深さ一メートルから土壤の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壤
- 四 带水層の底面の土壤（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帶水層の底面がある場合に限る。）
- 五 挖削の対象となる部分の深さの土壤
- 六 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあっては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五センチメートルまでの土壤及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五センチメートルの土壤
- 八 基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であり、第一号及び第三号から第七号までに掲げる土壤に当該地層が含まれないときは、当該地層内の任意の位置の土壤（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）
- 6 指定調査機関は、前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壤の採取を行わないことができる。
- 一 第二項第三号イの規定により、掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壤（土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものに限る。）について都道府県知事に届け出た場合であり、かつ、当該土壤が適切に管理されている場合（当該土壤（浄化等済土壤（汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イに規定する浄化等済土壤をいう。）、法第十六条第一項の規定による都道府県知事が認めた土壤及び第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により測定した結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していると認められる土壤を含む。）
- 二 土壤汚染状況調査の結果又は別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法による調査の結果、掘削対象地を含む要措置区域等内の土地の土壤のうち、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められる土壤があり、かつ、当該土壤が適切に管理されている場合（当該土壤

- 三 別表第八の五の項に規定する目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域等内に設置した施設において浄化し、当該浄化した土壤（当該土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認した場合に限る）で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壤が適切に管理されている場合 当該埋め戻した土壤 指定調査機関は、第五項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合するものとする。
- 8 7 9 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五項の規定により採取された土壤（前項に規定する場合には、前項の規定により混合された土壤）を第五項第一号から第八号までに掲げる土壤ごとに、それぞれ同じ重量混合するものとする。
- 8 7 9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤及び第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ五十センチメートルの土壤並びに同項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤（地表から深さ五十センチメートルの土壤並びに第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項（掘削後調査の方）法により、それぞれ測定するものとする。
- 10 指定調査機関は、第四項第二号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前項の測定において、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかつたときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削対象単位区画において、第五項、第六項及び前項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤が水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項（掘削後調査の方）法により、それぞれ測定することができる。
- 第五十九条の三** 指定調査機関は、前条第一項に定めるところにより、掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかつたときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画において、第五項、第六項及び前項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤が水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項（掘削後調査の方）法により、それぞれ測定することができる。
- 4 当該掘削対象地において、同条第二項に定めるところにより、試料採取等の対象とするものとする。
- 5 2 指定調査機関は、掘削対象地を、前条第三項に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壤の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壤を掘削するものとする。
- 3 2 指定調査機関は、前項の規定により掘削した土壤が混合するおそれのないように、百立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壤汚染状況調査において第四条第二項の規定により隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあっては、百三十立方メートル以下ごと）に区分するものとする。
- 4 指定調査機関は、前項の規定により区分されたそれぞれの土壤（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とするものとする。
- 一 挖削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質並びに前条第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壤を含む全てのロット
- イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 挖削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうちいずれか一のロット
- ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定めるロット
- （1） 挖削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットの数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうちいずれか五のロット
- （2） 挖削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットの数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの全のロット
- 5 6 7 8 9 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該二以上のロットに係る前項の規定により混合された土壤をそれぞれ同じ重量混合するものとする。）にいて掘削直後に、任意の五点の土壤を採取するものとする。
- 5 6 7 8 9 前項の規定にかかるらず、指定調査機関は、前条第六項各号のいづれかに該当する場合には、当該各号に定める土壤の採取を行わないことができる。
- 5 6 7 8 9 指定調査機関は、第五項の規定により採取された五点の土壤を、それぞれ同じ重量混合するものとする。
- 5 6 7 8 9 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうち二以上のロットが試料採取等の対象とされたロットである場合にあっては、当該二以上のロットに係る前項の規定により混合された土壤をそれぞれ同じ重量混合するものとする。
- 5 6 7 8 9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤（第一種特定有害物質に係る測定を行いう場合には、第五項の規定により採取された五点の土壤のうち任意の一点の土壤）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項（搬出し）ようとする土壤に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）
- 第六十条** 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五による申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 要措置区域等の所在地
- 三 認定調査の方法の種類

四 挖削前調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

五 挖削後調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壤の採取を行った日時、調査対象とした土壤全体の体積、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

一 挖削前調査の方法 第五十九条の二第六項の規定により土壤の採取を行わなかつた土壤及び第五十九条の二第五項から第八項までの規定により採取され、若しくは混合された土壤のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壤を同条第九項若しくは第十項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになつた場合における、該当二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかになつた土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壤を採取した深さの位置の間の部分に於ける土壤を除く。

二 挖削後調査の方法 前条第六項の規定により土壤の採取を行わなかつた土壤及び同条第九項の測定において同項の測定に係る土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになつた場合における、当該土壤に係るロット

(汚染土壤の搬出の届出)

第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第二十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面

二 土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合する場合にあつては、土壤の採取を行つた地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行つた計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

三 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の構造を記した書類

四 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等（法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類

五 汚染土壤の運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壤を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類

六 汚染土壤を処理する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 汚染土壤の処理を行つた土壤処理業者（法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壤処理業者をいう。以下同じ。）の構造を記した書類

六十四条第一項第五号ロにおいて同じ。の写し

七 汚染土壤を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら

口 使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

八 汚染土壤を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、その旨を証する書類

九 污染土壤を法第十八条第一項第四項に規定する基準に該当することを証する書類

一〇 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類

一一 自然由来等形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

一二 自然由来等形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

一三 自然由来等形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

一四 自然由来等形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

一五 自然由来等形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

一六 自然由来等形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

一七 自然由来等形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

一八 污染土壤を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質

変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 污染土壤の搬出及び運搬の完了予定期日

三 污染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先

四 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

五 前条第二項第五号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

六 汚染土壤を処理する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

ロ 処理の完了予定日

七 汚染土壤を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日

八 汚染土壤を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日

（変更の届出）

第六十三条 法第十六条第二項の届出は、様式第二十七による届出書を提出して行うものとする。
前項の届出書には、第六十一条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に都道府県知事に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤の搬出を行った場合の届出）
第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十八による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壤の特定有害物質による汚染状態

三 汚染土壤の体積

四 汚染土壤の搬出先

五 汚染土壤の搬出の着手日

六 汚染土壤の搬出の完了日

七 汚染土壤の搬出先から再度搬出を行う場合にあつては当該搬出の着手予定日

八 汚染土壤の運搬の方法

九 汚染土壤を運搬する者の氏名又は名称

十 汚染土壤の運搬の完了予定日

十一 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先

十二 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

十三 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

十四 汚染土壤を処理する場合にあつては、次に掲げる事項

十五 要措置区域等の所在地

十六 汚染土壤を処理する施設の所在地

十七 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称

十八 汚染土壤を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項

十九 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

二十 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

二十一 当該土地の形質の変更の完了予定日

二十二 汚染土壤を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項

二十三 要措置区域等の所在地

二十四 当該土地の形質の変更の完了予定日

二十五 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

二十六 汚染土壤の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真

二十七 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類

2

二十八 保管施設の構造を記した書類

五 汚染土壤の処理を行う場合にあつては、次に掲げる書類

イ 汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託したことを証する書類

ロ 汚染土壤の処理を委託した汚染土壤処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

六 汚染土壤を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当することを証する書類

ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類

ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

七 汚染土壤を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類

ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

(運搬に関する基準)

第六十五条 法第十七条第一項の規定による汚染土壤の運搬の基準は、次のとおりとする。

一 運搬は、次のようにすること。

イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないようにな必要的な措置を講ずること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

三 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壤を運搬している旨を日本産業規格Z8A3〇5に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壤に係る管理票（汚染土壤処理業に関する省令第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあつては、第五条第二十三号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。

五 混載等については、次によること。

イ 運搬の過程において、汚染土壤とその他の物を混合してはならないこと。

ロ 運搬の過程において、汚染土壤から岩、コンクリート等その他の物を分別してはならないこと。

ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壤が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壤を一の汚染土壤処理施設において処理する場合（当該汚染土壤を法第二十二条第二項の申請書に記載した汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。

六 汚染土壤の積替えを行う場合には、次によること。

イ 積替えは、周囲に匂いが設けられ、かつ、汚染土壤の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

七 汚染土壤の保管は、汚染土壤の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

八 汚染土壤の積替えのため、これを一時的に保管する場合には、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

（1）特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に匂い（保管する汚染土壤の荷重が当該匂いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

（2）見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

イ 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されること。

ロ 当該保管施設からの特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

（1）保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

（2）汚染土壤の保管に伴い污水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該污水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

九 第六号及び前号の場合であつて、汚染土壤の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壤の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

ハ 当該移動させる汚染土壤を防じんカバーで覆うこと。

ニ 当該移動させる汚染土壤に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。

ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

ト 汚染土壤の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壤を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合）は、当該試験研究を行いう施設であつて、当該汚染土壤若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壤処理施設以外の場所で行つてはならないこと。

十一 汚染土壤の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壤を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行いう者又は汚染土壤処理業者）以外に行つてはならないこと。

十二 汚染土壤の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壤処理業に関する省令第五条第二十二条号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合）にあつては、同号の汚染土壤処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。

十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。

十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壤を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壤を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならないこと。

十五 当該汚染土壤の運搬を他人に委託してはならないこと。

（自然由来等形質変更時要届出区域に係る処理の委託の例外に関する基準）

第六十五条の二 法第十八条第一項第二号イの環境省令で定める基準は、自然由来等形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であるものとする。

自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態

土壤溶出量基準に適合しないものであつて、土壤含有量基準に適合するもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準に適合するものであつて、土壤含有量基準に適合しないもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準に適合するものであつて、土壤含有量基準に適合しないもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準に適合するものであつて、土壤含有量基準に適合しないもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準に適合するものであつて、土壤含有量基準に適合しないもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

（自然由来等形質変更時要届出区域に係る要件）

第六十五条の四 法第十八条第二項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする。

一 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 当該土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）であること。

ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっているものであること。

ハ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられてゐる場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特

定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

口 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるものであること。

（管理票の交付）

第六十六条 法第二十条第一項の管理票の交付は、次により行うものとする。

- 一 第六十一条第二項第三号又は第六十四条第二項第二号の規定により都道府県知事に提出した管理票の写しの原本を交付すること。
- 二 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壤の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。
- 三 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

（管理票の記載事項等）

第六十七条 法第二十条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 管理票の交付年月日及び交付番号
- 二 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 当該要措置区域等の所在地
- 四 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
- 五 運搬受託者の住所及び連絡先
- 六 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- 七 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- 八 処理受託者の住所及び連絡先
- 九 当該委託に係る汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設の名称及び所在地
- 十 当該委託に係る汚染土壤の荷姿

2 管理票の様式は、様式第二十九のとおりとする。

（運搬受託者の記載事項）

第六十八条 法第二十条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬を担当した者の氏名
- 二 運搬の用に供した自動車等の番号
- 三 汚染土壤を引き渡した年月日
- 四 運搬を行った区間
- 五 当該委託に係る汚染土壤の重量

（運搬受託者の管理票交付者への送付期限）

第六十九条 法第二十条第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。

（処理受託者の記載事項）

第七十条 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該委託に係る汚染土壤の引渡しを受けた者の氏名
- 二 処理を担当した者の氏名
- 三 処理を終了した年月日

（処理受託者の管理票交付者への送付期限）

第七十一条 法第二十条第四項の環境省令で定める期間は、処理を終了した日から十日とする。

（管理票交付者の管理票の写しの保存期間）

第七十二条 法第二十条第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（管理票の写しの送付を受けるまでの期間）

- 一 法第二十条第三項の規定による管理票の写しの送付
 - 二 法第二十条第四項の規定による管理票の写しの送付
- （管理票の交付の日から百日）

附 則 (平成一七年三月二五日環境省令第六〇号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一九日環境省令第一一〇号)

この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号)

(施行期日) この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
- 第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対しても申請、届出その他他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対しても申請等とみなす。
- 2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る）で、この省令の施行前にその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

- 第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年九月二二日環境省令第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年二月一九日環境省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二〇日環境省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二二年二月二六日環境省令第一一〇号)

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二一十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二三年七月八日環境省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二九日環境省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二九日環境省令第二九号)

この省令は、平成二十九年三月二九日から施行する。

附 則 (平成二九年四月一日環境省令第二九号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月二七日環境省令第二九号)

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三一年一月二八日環境省令第三号)

(施行期日)

- 第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

- (経過措置)
- 1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前に改正法による改正前の土壤汚染対策法第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係るこの省令による改正前の土壤汚染対策法施行規則第一条から第十五条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この省令による改正後の土壤汚染対策法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十二条ただし書の規定は、平成三十一年四月一日から起算して三十日を経過する日以後の土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。次項において同じ。）に着手する者について適用する。

4 新規則第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十三条の規定は、平成三十一年四月一日から起算して十四日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。

附 則 (令和二年三月三〇日環境省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年四月二日環境省令第一四号)

(施行期日)
第一条 この省令（以下「改正省令」という。）は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正省令第二条の規定の施行前に土壤汚染対策法（以下「法」という。）第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者（同項ただし書の確認を受けている場合であつて、改正省令第二条の規定の施行後に法第三条第六項の規定により当該確認を取り消され、又は同条第八項の規定による命令を受けた者を除く。）、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係る改正省令による改正前の土壤汚染対策法施行規則第七条第一項の地下水基準、第九条第一項第二号の第二溶出量基準、第三十一条第一項の土壤溶出量基準及び第三十一条第二項の土壤含有量基準の適用については、なお従前の例による。

第三条 改正省令第二条の施行前に土壤汚染対策法施行規則第六十条第一項の規定により法第十六条第一項の認定の申請をした者に係る土壤の調査については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一月二八日環境省令第三一号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年三月一五日環境省令第三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年三月二十四日環境省令第六号)

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月一六日環境省令第一二六号)

この省令は、港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日環境省令第一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別表第一 (第三条第二項及び第八条第一項関係)

特定有害物質の種類 分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）

四塩化炭素	ジクロロメタン
一・一・一・一ジクロロエチレン	クロロエチレン
一・二・一・一ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、一・一・一・一ジクロロエチレン、一・二・一・一ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
一・一・一・一トリクロロエタン	クロロエチレン、一・一・一・一ジクロロエチレン
一・一・一・一トリクロロエタン	クロロエチレン、一・一・一・一ジクロロエチレン、一・一・一・一ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、一・一・一・一ジクロロエチレン、一・一・一・一ジクロロエチレン

別表第一（第七条第一項関係）

特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 クロロエチレン 二一クロロ一四・六一ビス（エチルアミノ）一一・三・五一トリアジン（以下「シマジン」という。）	地下水基準 一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。 一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。 一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム以下であること。 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
シアノ化合物 N・N-ジエチルオカルバミン酸S-四一クロロベンジル（以下「チオベンカルブ」という。）	シアノが検出されないこと。
四塩化炭素 一・二一ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。 一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム以下であること。
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。
一・二一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・三一ジクロロプロパン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。 一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 ベンゼン ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。）	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。 一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。 一リットルにつきふつ素〇・八ミリグラム以下であること。 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。 一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。 検出されないこと。
第二溶出量基準	検出されないこと。

別表第三（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 クロロエチレン シマジン シアノ化合物 チオベンカルブ 四塩化炭素 一・二一ジクロロエタン 一・一ジクロロエチレン 一・二一ジクロロエチレン 一・三一ジクロロプロパン ジクロロメタン	第二溶出量基準 検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつきシアノ一ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。 検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇八ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇七ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇〇九ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下であること。

水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀○・○○五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン○・三ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき○・六ミリグラム以下であること。
一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき三ミリグラム以下であること。
一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき○・○六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛○・三ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素○・三ミリグラム以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液一リットルにつきふつ素二十四ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつきほう素三十三ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	検液一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下であること。
別表第四（第三十一条第一項関係）	
特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム○・○○三ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム○・○五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下であること。
シアノ化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下であること。
一・二一ジクロロエタン	検液一リットルにつき○・○○四ミリグラム以下であること。
一・一一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下であること。
一・二一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき○・○四ミリグラム以下であること。
一・三一ジクロロプロパン	検液一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀○・○○○五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン○・○○六ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下であること。
一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・二一トリクロロエタン	検液一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液一リットルにつきふつ素○・八ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

別表第五（第三十一条第二項関係）

要件

五 六	土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第一溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	遮断工封じ込め	遮断工封じ込め又は遮水工封じ込め	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	遮断工封じ込め	イ ロ										
七	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であつて土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは九の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）	土壤汚染の除去	土壤汚染の除去	土壤汚染の除去	土壤汚染の除去	ハ イ ロ										
八	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ五十センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であつて、地表面を五十センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。）	土壤を掘削して地表面を低くし、イ 基準不適合土壌以外の土壌により 覆うこと（以下「土壤入換え」と いう。）	土壤を掘削して地表面を低くし、イ 基準不適合土壌以外の土壌により 覆うこと（以下「土壤入換え」と いう。）	土壤を掘削して地表面を低くし、イ 基準不適合土壌以外の土壌により 覆うこと（以下「土壤入換え」と いう。）	土壤を掘削して地表面を低くし、イ 基準不適合土壌以外の土壌により 覆うこと（以下「土壤入換え」と いう。）	イ ロ ハ										
九	土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（前二項に掲げる土地を除く。）	土壤入換え	土壤入換え	土壤入換え	土壤入換え	ハ イ ロ										
一 二 ハ イ ロ	地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定 地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 評価地点及び当該評価地点に設定した理由 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由	別表第七（第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係）	実施措置の種類	軽微な変更の対象となる事項	該当なし											による汚染状態が目標土壤溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。）

十一 盛土	ト ホ ヘ ハ ニ ホ ヘ ト モ ル タ ル 等 を 覆 い と して 用 い る 場 合 に あ つ て は 、 そ の 旨 意 見 基 準 不 適 合 土 壤 の 外 側 に あ る 範 囲 へ の 変 更 イ この項の中欄口に掲げる事項の変更のうち、盛土を行う範囲の変更であつて、 基準不適合土壤の外側にある範囲への変更
別表第八 (第四十条関係)	ト ホ ヘ 覆 い の 種 類 、 範 囲 及 び 厚 さ 基 準 不 適 合 土 壤 以 外 の 土 壤 を 覆 い と して 用 い る 場 合 に あ つ て は 、 そ の 旨 意 見 基 準 不 適 合 土 壤 の 外 側 に あ る 範 囲 へ の 変 更 イ この項の中欄口に掲げる事項の変更のうち、盛土を行う範囲の変更であつて、 基準不適合土壤の外側にある範囲への変更

実施措置の種類	実施措置の実施方法
一 地下水の水質の測定	<p>一 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定</p> <p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ イの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p>
二 原位置封じ込み	<p>ハ 実施措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合には、イの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は年に四回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。</p> <p>二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 当該土地の土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>ニ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ホ ニの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ヘ 実施措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合には、ニの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は年に四回以上測定した結果、当該地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出ししないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ニ 次のいずれかの方法により、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。</p> <p>(1) イの方法と同等以上の方針により、イにより把握された第二溶出量基準に適合する方法により測定する方法</p> <p>(2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壤の搬出に係る第六十一条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壤の範囲及び搬出を確認する方法</p> <p>(3) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削し、当該掘削された土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とし、当該土壤を埋め戻す場合にあっては、当該土壤について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに一点の土壤を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したもに含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定する方法</p> <p>ホ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲の側面を囲み、当該土壤の下にある不透水層であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。</p>

五 汚染の除去 土壤

六 工 封 じ 込 遮 断 イ 基準不適合土壤の掘削による除去	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により埋めること。ただし、建築物の建設又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ ハにより掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壤以外の土壤又はロの土地にあっては、目標土壤溶出量を超過する汚染状態ある土壤を掘削すること。</p> <p>ハ 一 基準不適合土壤の掘削による除去</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻す土壤について、当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合には、百立方メートル以下ごとに一点の土壤を採取したもの又は当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合には、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、基準不適合土壤以外の土壤であること若しくはロの土地にあっては目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>ハ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ハ又はニにより土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の一以上の地点に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>二 原位置での浄化による除去</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により、イにより把握された目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ニ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ハの目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行いう場合には、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により目標土壤溶出量を超える汚染状態の土壤から当該特定有害物質を除去した場合であつて、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの確認とすること。</p> <p>ホ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ハの土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルから一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>ト ハ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削すること。</p> <p>ニ 当該土地に、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(1) 一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p> <p>(2) 埋め戻す目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(3) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>ホ ニにより設置した仕切設備の内部に、ハにより掘削した目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を埋め戻すこと。</p> <p>ト ホにより土壤の埋め戻しを行つた後、ニの開口部を二（1）から（3）までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>ヘ により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
---	---

化 七 不 溶	イ 一 原 位 置 不 溶	イ 基 準 不 適 合 土 壤 の 有 る 範 囲 及 び 深 さ そ の 他 の 土 壤 汚 染 の 状 況 並 び に そ の 他 の 汚 染 除 去 等 計 画 の 作 成 の た め に 必 要 な 情 報 に つ い て 、 ボ ー リ ン グ に よ る 土 壤 の 採 取 及 び 測 定 そ の 他 の 方 法 に よ り 把 握 す る こ と。	チ 表 面 を コン クリ ート 又 は ア ス フ ア ル ト と す る こ と が 適 当 で な い と 認め ら れ る 用 途 に 用 い ら れ て い る 土 地 に あ つ て は 、 必 要 に 応 じ へ よ り 設 け ら れ た 覆 い の 表 面 を 基 準 不 適 合 土 壤 以 外 の 土 壤 に よ り 覆 う こ と。										
ハ 八 鋪 裝	ロ 評 価 地 点 並 び に 目 標 土 壤 溶 出 量 及 び 目 標 下 地 水 濃 度 を 定 め る こ と。	リ ホ に よ り 埋 め 戻 さ れ た 場 所 に あ る 下 地 水 の 下 流 側 の 周 縁 の 一 以 上 の 地 点 に 観 測 井 を 設 け 、 一 年 に 四 回 以 上 定 期 的 に 下 地 水 を 採 取 し 、 当 該 下 地 水 に 含 ま れ る 特 定 有 害 物 質 の 量 を 、 第 六 条 第 二 項 第 二 号 の 環 境 大 臣 が 定 め る 方 法 に よ り 測 定 し た 結 果 、 目 標 下 地 水 濃 度 を 超 え ない 汚 染 状 態 が 二 年 間 継 続 す る こ と を 確 認 す る こ と。											
九 禁 止 立 入	ヌ ホ に よ り 埋 め 戻 さ れ た 場 所 に あ る 下 地 水 の 下 流 側 の 一 以 上 の 地 点 に 観 測 井 を 設 け 、 一 年 に 四 回 以 上 定 期 的 に 下 地 水 を 採 取 し 、 当 該 下 地 水 に 含 ま れ る 特 定 有 害 物 質 の 量 を 、 第 六 条 第 二 項 第 二 号 の 環 境 大 臣 が 定 め る 方 法 に よ り 測 定 し た 結 果 、 目 標 下 地 水 濃 度 を 超 え ない 汚 染 状 態 が 二 年 間 継 続 す る こ と を 確 認 す る こ と。	リ ホ に よ り 埋 め 戻 さ れ た 場 所 に あ る 下 地 水 の 下 流 側 の 一 以 上 の 地 点 に 観 測 井 を 設 け 、 一 年 に 四 回 以 上 定 期 的 に 下 地 水 を 採 取 し 、 当 該 下 地 水 に 含 ま れ る 特 定 有 害 物 質 の 量 を 、 第 六 条 第 二 項 第 二 号 の 環 境 大 臣 が 定 め る 方 法 に よ り 測 定 し た 結 果 、 目 標 下 地 水 濃 度 を 超 え ない 汚 染 状 態 が 二 年 間 継 続 す る こ と を 確 認 す る こ と。											
十 土 壤	イ 当 該 土 地 の うち 基 準 不 適 合 土 壤 の 有 る 範 囲 の 周 囲 に 、 み だ り に 人 が 当 該 範 囲 に 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る ため の 囲 い を 設 け る こ と。	チ 表 面 を コン クリ ート 又 は ア ス フ ア ル ト と す る こ と が 適 当 で な い と 認め ら れ る 用 途 に 用 い ら れ て い る 土 地 に あ つ て は 、 必 要 に 応 じ へ よ り 設 け ら れ た 覆 い の 表 面 を 基 準 不 適 合 土 壤 以 外 の 土 壤 に よ り 覆 う こ と。											
十一 土 壤 入 換 え	ロ 当 該 土 地 の うち 地 表 か ら 深 さ 五 十 セ ン チ メ ー トル ま で に 基 準 不 適 合 土 壤 以 外 の 土 壤 (当 該 土 地 の 傾 斜 が 著 し い こ と そ の 他 の 理 由 に よ り 土 壤 を 用 い る こ と が 困 難 で あ る と 認 め ら れ る 場 合 に は (モ ル タル 等) に よ り 覆 う こ と)	チ 表 面 を コン クリ ート 又 は ア ス フ ア ル ト と す る こ と が 適 当 で な い と 認め ら れ る 用 途 に 用 い ら れ て い る 土 地 に あ つ て は 、 必 要 に 応 じ へ よ り 設 け ら れ た 覆 い の 表 面 を 基 準 不 適 合 土 壤 以 外 の 土 壤 に よ り 覆 う こ と。											
十二 土 壤 区 域 内 土 壤 入 換 え	イ 基 準 不 適 合 土 壤 の 有 る 範 囲 及 び 深 さ そ の 他 の 土 壤 汚 染 の 状 況 並 び に そ の 他 の 污 染 除 去 等 計 画 の 作 成 の た め に 必 要 な 情 報 に つ い て 、 ボ ー リ ン グ に よ る 土 壤 の 採 取 及 び 測 定 そ の 他 の 方 法 に よ り 把 握 す る こ と。	チ 表 面 を コン クリ ート 又 は ア ス フ ア ル ト と す る こ と が 適 当 で な い と 認め ら れ る 用 途 に 用 い ら れ て い る 土 地 に あ つ て は 、 必 要 に 応 じ へ よ り 設 け ら れ た 覆 い の 表 面 を 基 準 不 適 合 土 壤 以 外 の 土 壤 に よ り 覆 う こ と。											

		ハ 性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤と したことを確認した結果	
八 補装	該当なし		
九 立入該当なし	禁止		
十 土壤該当なし	入換え		
十一 盛該当なし			

様式第一(第一条第二項関係)

土壤汚染状況調査結果報告書																							
年　月　日																							
都道府県知事 (市長) 殿																							
報告者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名																						
<p>土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工場又は事業場の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding-left: 10px;">使用が廃止された有害物質使用特定施設</td> </tr> <tr> <td>施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設の設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding-left: 10px;">土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding-left: 10px;">土壤汚染状況調査の結果</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding-left: 10px;">分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding-left: 10px;">土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding-left: 10px;">土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号</td> </tr> </table>		工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		使用が廃止された有害物質使用特定施設		施設の種類		施設の設置場所		廃止年月日		土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類		土壤汚染状況調査の結果		分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称		土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称		土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
工場又は事業場の名称																							
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地																							
使用が廃止された有害物質使用特定施設																							
施設の種類																							
施設の設置場所																							
廃止年月日																							
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類																							
土壤汚染状況調査の結果																							
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称																							
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称																							
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号																							

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二(第三条第四項関係)

特定有害物質の種類の通知申請書	
年　月　日	
都道府県知事 (市長)	殿
申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壤汚染対策法施行規則第3条第4項の規定により、土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類について通知を受けたいので、次のとおり申請します。	
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
土壤汚染のおそれがあると推定される特定有害物質の種類	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三(第十六条第一項関係)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	
年　月　日	
都道府県知事　　殿 (市長)	
申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。	
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
確認を受けようとする土地の場所	
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四(第十六条第五項関係)

承継届出書	年　月　日																		
都道府県知事 殿 (市長)																			
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名																			
<p>土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した ので、土壤汚染対策法施行規則第16条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">確認を受けた土地</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">確認を受けた年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">承継した土地の場所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">承継の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">被承継者</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">承継の原因</td> </tr> </table>		確認を受けた土地		所在地		確認を受けた年月日		承継した土地の場所		承継の年月日		被承継者		氏名又は名称		住所		承継の原因	
確認を受けた土地																			
所在地																			
確認を受けた年月日																			
承継した土地の場所																			
承継の年月日																			
被承継者																			
氏名又は名称																			
住所																			
承継の原因																			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五(第十九条第一項関係)

土地利用方法変更届出書	年　月　日
都道府県知事　　殿 (市長)	
届出者　　氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	
土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について予定されている利用 の方法に変更が生じたので、同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。	
確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
土地について予定されている利用の方法	
利用の方法を変更し ようとする土地の場 所	
変更前	
変更後	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書																	
年　月　日																	
都道府県知事 (市長)	殿																
届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名																	
土壤汚染対策法 第3条第7項 第4条第1項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">土地の形質の変更の対象となる土地の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の着手予定日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合</td> <td>工場又は事業場の 名称</td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条 第1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合</td> <td>有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称</td> </tr> <tr> <td>有害物質使用特定 施設の種類</td> </tr> <tr> <td>有害物質使用特定 施設の設置場所</td> </tr> <tr> <td>特定有害物質の種 類</td> </tr> </table>		土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		土地の形質の変更の場所		土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		土地の形質の変更の着手予定日		法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条 第1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	有害物質使用特定 施設の種類	有害物質使用特定 施設の設置場所	特定有害物質の種 類
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地																	
土地の形質の変更の場所																	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ																	
土地の形質の変更の着手予定日																	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称																
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地																
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条 第1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称																
	有害物質使用特定 施設の種類																
	有害物質使用特定 施設の設置場所																
	特定有害物質の種 類																

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第七(第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係)

土壤汚染状況調査結果報告書	
都道府県知事 (市長)	年　月　日
報告者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壤汚染対策法	第3条第8項の命令に係る調査 第4条第2項の　調　　査　を行ったので、同項の規定により、次のと 第4条第3項の命令に係る調査
おり報告します。	
法第3条第8項又は第4条第3項の命令 を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八(第三十条の二第一項関係)

土壤汚染状況調査結果報告書	
都道府県知事 (市長)	年　月　日
	報告者　氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壤汚染対策法第5条第1項の命令に係る調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり 報告します。	
命令を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準 に適合していないおそれがある特定 有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を 受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査 機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監 督した技術管理者の氏名及び技術管 理者証の交付番号	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九(第三十六条の三第一項、第三十七条関係)
(第1面)

汚染除去等計画書(新規・変更)

年　月　日

都道府県知事　　殿
(市長)提出者　　氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名土壤汚染対策法 第7条第1項　　汚染除去等計画について、次の
第7条第3項　　の規定による　　変更後の汚染除去等計画
とおり提出します。

汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地	
指示措置	
実施措置	
実施措置を選択した理由	
実施措置の着手予定時期	
実施措置の完了予定時期	
汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合	<p>土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果</p> <p>分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</p>
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合	<p>土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果</p> <p>分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</p>
土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が帶水層に接する場合にあっては、特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	

(第2面)

特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	
実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係	
要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査における試料採取の頻度及び土壌の使用方法	
一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び汚染土壌の使用方法	

(第3面)

実施措置の種類	別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の 中欄 下欄	に定める事項

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 変更の場合にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前の
ものを()書きすること。

様式第十（第四十二条の二第二項関係）

(表面)

工事完了報告書

年　月　日

都道府県知事
(市長) 殿報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第7条第9項の規定により、土壤汚染対策法施行規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地	
実施措置の種類	
実施措置の着手時期	
規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了した時期	
要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
軽微な変更を行った場合には、変更後の特定有害物質等の飛散等を防止するために講じた措置	

(裏面)

実施措置の種類	別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一(第四十二条の二第四項関係)

(表面)

実施措置完了報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第7条第9項の規定により、土壤汚染対策法施行規則第42条の2第4項に規定する実施措置に係る全ての措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地	
実施措置の種類	
実施措置の着手時期	
実施措置に係る全ての措置の 実施が完了した時期	

(裏面)

実施措置の種類	別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十二(第四十四条第一項及び第五十条第二項関係)

帯水層の深さに係る確認申請書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第44条第1項(第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	
地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由	
地下水位の観測の結果	
最も浅い地下水を含む帯水層の深さ	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十三(第四十五条第一項関係)

実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年　月　日

都道府県知事　　殿
(市長)申請者　氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施工方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	
土地の形質の変更の施工中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十四(第四十六条第一項及び第五十条第三項関係)

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている
土地の形質の変更の確認申請書

年　月　日

都道府県知事　　殿
(市長)申請者　　氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第46条第1項(第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	
土地の形質の変更を行う要措置区域等において講じられている汚染の除去等の措置	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
最大形質変更深さより 1メートルを超える深 さの位置について試料 採取等の対象としな かった土壤について土 地の形質の変更をしよ うとする場合	土壤汚染状況調査 に準じた方法によ る調査の結果 分析を行った計量 法第107条の登録 を受けた者の氏名 又は名称

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十五(第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係)

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年　月　日

都道府県知事
(市長) 殿届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第12条(第1項、第2項、第3項)の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
最大形質変更深さより 1メートルを超える深 さの位置について試料 採取等の対象としな かった土壤について土 地の形質の変更をしよ うとする場合	土壌汚染状況調査に準 じた方法による調査の 結果
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出さ れた自然由来等土壤を使用する場合にあって は、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所 在地	分析を行った計量法第 107条の登録を受けた 者の氏名又は名称

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十六(第四十九条の二第一項、第五十二条の六第一項及び第二項関係)

施行管理方針に係る確認 申 請 書 変更届出書												
年 月 日												
都道府県知事 殿 (市長)												
申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあっては、その代表者の氏名												
土 壤 汚 染 対 策 法 第 12 条 第 1 項 第 1 号 の規定により、施 行 管 理 方 針 の 土壌汚染対策法施行規則第52条の6(第1項、第2項) 確認について、次のとおり 申請し 届け出 ます。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項</td> <td></td> </tr> </table>	施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地		施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法		土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法		土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法		土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法		土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項	
施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地												
施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法												
土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法												
土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法												
土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法												
土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項												

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十七(第五十二条の二第一項関係)

施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書

年　月　日

都道府県知事　　殿
(市長)届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第12条第4項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手日及び完了日	
土地の形質の変更の施行中の特定有害物質等の飛散等の有無	
特定有害物質等の飛散等が確認された場合	規則第52条の5の届出日
	当該飛散等を防止するために実施した措置
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象となかった土壤について土地の形質の変更をした場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十八(第五十二条の五第一項関係)

施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が
人為等に由来することが確認された場合等の届出書

年　月　日

都道府県知事　　殿
(市長)

届出者　　氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来すること又は土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認されたので、次のとおり届け出ます。

施行管理方針の確認を受けた形質変更時要届出区域の所在地	
人為等に由来することが確認された場所又は特定有害物質等の飛散等が確認された場所	
人為等に由来することが確認された特定有害物質の種類又は飛散等が確認された特定有害物質の種類	
人為等に由来することが確認された年月日又は飛散等が確認された年月日	
土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合にあっては、当該飛散等を防止するために実施した措置	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十九（第五十二条の七第一項関係）

施行管理方針の廃止届出書	
都道府県知事 (市長)	年　月　日
殿	
届出者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壤汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定により、施行管理方針を廃止したいので、次のとおり届け出ます。	
施行管理方針の確認を受けた形質変更時要届出区域の所在地	
施行管理方針を廃止する場所	
施行管理方針の確認を受けた年月日	
施行管理方針の廃止予定年月日	
施行管理方針の廃止の理由	
施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態	
施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれのある場合にあっては、当該特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十(第五十四条関係)

指定の申請書	
年　月　日	
都道府県知事 (市長) 殿	
申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指 定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。	
指定を受けたい土地の所在地	
申請に係る調査における試料採取 等対象物質	
申請に係る調査の方法	
申請に係る調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登 録を受けた者の氏名又は名称	
申請に係る調査を行った者の氏名 又は名称	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十一(第五十七条関係)

(表面)

12センチメートル	
番 号	
土壤汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
年 月 日限り有効	
環 境 大 臣	
地方環境事務所長	
都 道 府 県 知 事 印	
(市長)	
<div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">写 真</div>	8センチメートル 12センチメートル

(裏面)

土壤汚染対策法抜きい
(指定の申請)
第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文及び第8項、第4条第3項本文並びに第5条第1項の規定の適用を受けない土地(第4条第2項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。)の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
2・3 (略)
4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。
土壤汚染対策法施行規則抜きい
第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第21による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第二十二(第五十八条第五項関係)

要措置区域台帳

都道府県(又は政令市)名

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地	
調製・訂正年月日					
要措置区域の概況				面積	
地下水汚染の有無(土壤溶出量基準不適合の場合)				有	・ 無
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあっては、その旨					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
要措置区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目	指定調査機関の名称
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出 汚染土壤の処理方法
					有・無

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

様式第二十三（第五十八条第五項関係）

形質変更時要届出区域台帳

都道府県(又は政令市)名

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地	
調製・訂正年月日					
形質変更時要届出区域の概況				面積	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目	指定調査機関の名称
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出
					汚染土壤の処理方法
					有・無
					有・無
					有・無

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

様式第二十四（第五十九条の二第二項関係）

要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書																							
年　月　日																							
都道府県知事　　殿 (市長)																							
届出者　　氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名																							
土壤汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土壤について、次のとおり届け出ます。																							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">掘削対象地を含む要措置区域等の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>掘削対象地を含む要措置区域等における土壤の搬入の有無</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; width: 15%;">掘削対象地を含む要措置区域等に土壤が搬入された場合</td> <td>搬入された年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬入された土壤の量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 15%;">掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壤が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合</td> <td colspan="2">当該土壤の管理方法</td> </tr> </table>			掘削対象地を含む要措置区域等の所在地			掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日			掘削対象地を含む要措置区域等における土壤の搬入の有無			掘削対象地を含む要措置区域等に土壤が搬入された場合	搬入された年月日		搬入された土壤の量		規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果		分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称		掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壤が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合	当該土壤の管理方法	
掘削対象地を含む要措置区域等の所在地																							
掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日																							
掘削対象地を含む要措置区域等における土壤の搬入の有無																							
掘削対象地を含む要措置区域等に土壤が搬入された場合	搬入された年月日																						
	搬入された土壤の量																						
	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果																						
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称																						
掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壤が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合	当該土壤の管理方法																						

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十五（第六十条第一項関係）

搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書													
年　月　日													
都道府県知事　　殿 (市長)													
申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名												
<p>土壤汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する土壤について、 第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合する旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">要措置区域等の所在地</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">認定調査の方法の種類</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">認定調査の結果に関する事項</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table>		要措置区域等の所在地		認定調査の方法の種類		認定調査の結果に関する事項		分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称		認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称		調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
要措置区域等の所在地													
認定調査の方法の種類													
認定調査の結果に関する事項													
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称													
認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称													
調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 土壤の調査の結果報告書、掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面、掘削した土地の範囲を明らかにした要措置区域等の図面を添付すること。

様式第二十六(第六十一条第一項関係)

汚染土壤の区域外搬出届出書	
都道府県知事 (市長)	年　月　日
殿	
届出者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壤汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壤について、次のとおり届け出ます。	
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壤の体積	
汚染土壤の運搬の方法	
汚染土壤を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壤の搬出の着手予定日	
汚染土壤の搬出の完了予定日	
汚染土壤の運搬の完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は 名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名 又は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを行う場 合に限る。)	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称 及び連絡先(保管施設を用いる場合に限る。)	
汚染土壤を処理する場合	
要措置区域等の所在地	
汚染土壤を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壤を処理する施設の所在地	
処理の完了予定日	
汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区 域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壤を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在 地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十七（第六十三条第一項関係）

汚染土壤の区域外搬出変更届出書

年　月　日

都道府県知事
(市長) 殿届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出に係る事項について、その変更をするので、同条第2項により、次のとおり届け出ます。

変更しようとする事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
内容に変更がないため、添付を省略する書類又は図面	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十八（第六十四条第一項関係）

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

年　月　日

都道府県知事　　殿
(市長)届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の搬出先	
汚染土壌の搬出の着手日	
汚染土壌の搬出の完了日	
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、 当該搬出の搬出着手予定日	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌の運搬の完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又 は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏 名又は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを を行う場合に限る。)	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名 称及び連絡先(保管施設を用いる場合に限る。)	
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壌の処理の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域 の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
搬出先の要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十九(第六十七条第二項関係)

管理票交付者	氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 住所及び連絡先	運搬受託者	氏名又は名称 住所及び連絡先	管理票				整理番号
				溶出量基準超過	第二溶出量基準超過	溶出量基準超過	第二溶出量基準超過	
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)				溶出量基準超過 第二溶出量基準超過				溶出量基準超過 第二溶出量基準超過 含有量基準超過
<input type="checkbox"/> クロロエチレン <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> □ 1, 2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> □ 1, 1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> □ 1, 2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> □ 1, 3-ジクロロプロパン <input type="checkbox"/> □ ジクロロメタン <input type="checkbox"/> □ テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> □ 1, 1, 1-トリクロロエタン		<input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオペンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 有機りん化合物		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 硫素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ふつ素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物				汚染土壤の荷姿 汚染土壤の体積 汚染土壤の重量
要措置区域等の所在地 (自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地)		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名				運搬区间		引渡し年月日
<input type="checkbox"/> 種替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所有者の氏名又は は名称 連絡先		自動車等の番号		担当者氏名				↓ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 種替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所有者の氏名又は は名称 連絡先		自動車等の番号		担当者氏名				↓ 年 月 日
汚染土壤処理施設の名称及び所在地 (搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地)		自動車等の番号		担当者氏名				↓ 年 月 日
名称 所在地 許可番号								
引渡しを受けた者の氏名		処理担当者の氏名 (土地の形質の変更をした者の氏名)		処理方法 (土地の形質の変更の方法)			処理終了年月日 (土地の形質の変更を終了した年月日)	年 月 日
運搬受託者からの返送確認日	年 月 日	処理受託者(土地の形質の変更を行った者)からの返送確認日	年 月 日	備考				

様式第三十（第七十四条関係）

搬出汚染土壌の運搬処理状況確認届出書

年　月　日

都道府県知事
(市長) 殿届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第20条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

管理票	交付年月日					
	交付番号					
要措置区域等の所在地						
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態						
汚染土壌の体積						
届出書提出事由						
<input type="checkbox"/> 管理票の送付を受けていない <input type="checkbox"/> 管理票に必要事項が記載されていない <input type="checkbox"/> 管理票に虚偽の記載がある						
届出書提出事由に係る者						
<input type="checkbox"/> 運搬受託者 <input type="checkbox"/> 処理受託者						
<table border="1"> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> </table>			氏名又は名称		住所	
氏名又は名称						
住所						
把握した運搬又は処理の状況及び その把握の方法						

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三十一(第七十七条関係)

光ディスク提出書

年　月　日

都道府県知事 殿
(市長)

報告者

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人

届出者 にあっては、その代表者の氏名

提出者

土壤汚染対策法第　　条第　　項の規定による報告、申請、届出又は計画の提出に際し提出すべき書類(その添付図面及び添付書類を含む。)に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。

本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法令の条項については、当該報告、申請、届出又は計画の提出の根拠条項を記載すること。
 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該報告、申請、届出若しくは計画の提出の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

様式第三十二（第七十九条関係）

(表面)

		番号	
12センチメートル			
土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書			
職名及び氏名			
年月日生			
年月日発行			
年月日限り有効			
写真	都道府県知事 (市長)	印	8センチメートル

(裏面)

土壤汚染対策法抜き**(報告及び検査)**

第54条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に關し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者